

# 令和2年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年2月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター会議室							
開 会	令和2年2月25日 午後2時32分							
閉 会	令和2年2月25日 午後3時27分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	欠席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
	13	川邊 晃	出席		新井 清作	出席		
議事録署名人		金子 一男・渡邊 秋夫						
議事参与		堀越 延年						
書 記		森光 亮介						

## 会議事件名

- 議案第3号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第6号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

開会 午後2時32分

【会長代理】 これより、令和2年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正が1ヵ所あります。  
議案書2ページ 議案第4号の番号11の転用目的につきまして、「資材置場」とありますが、正しくは「資材置場及び駐車場」ですので、訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 金子 一男 委員・番号2番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。  
議案第3号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。  
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。  
議案第3号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 9筆

番号7については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受人を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。

番号7 (受人)  
(渡人)

	<p>受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は163.26アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約〇〇〇メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 清作 推進委員】	<p>番号7について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

<p><b>【事務局】</b></p>	<p>番号8 (受人) (渡人)</p> <p>受人は市内に事業所を置く農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。</p> <p>農地法第2条第3項の要件とは、具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。</li> <li>2 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。</li> <li>3 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、(1) 農地の権利提供者 (2) その法人の農業の常時従事者 (原則として年間150日以上従事) (3) 基幹的な農作業を委託した個人 (4) 地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。</li> <li>4 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員であること。その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事 (原則年間60日以上) すること。</li> </ol> <p>となっております。</p> <p>本申請は、経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。また、申請地の取得後における農地の経営面積は3512.87アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【川邊 晃 農業委員】</b></p>	<p>番号8について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、枝豆等を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。									
【新井 憲一 推進委員】	番号8について調査してまいりました。受人は〇〇地区における認定農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。									
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。									
【一同】	(質問なし)									
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table data-bbox="331 1518 821 1657"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>4件</td> <td>17筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>21筆</td> </tr> <tr> <td>地上権の設定</td> <td>2件</td> <td>3筆</td> </tr> </table> <p>番号7 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在、市外で不動産業等を営んでいます。鴻巣市内に長屋住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、長屋住宅を建築し、それにともない道路用地を設置するため申請するものです。</p>	所有権の移転	4件	17筆	使用貸借権の設定	2件	21筆	地上権の設定	2件	3筆
所有権の移転	4件	17筆								
使用貸借権の設定	2件	21筆								
地上権の設定	2件	3筆								

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号7について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。長屋住宅を建築し道路用地を設置するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 清作 推進委員】	番号7について調査してまいりました。申請地には長屋住宅を建築し道路用地を設置するというのですが、隣接する農地はありません。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、〇〇〇〇〇〇の北側の前面道路に横断暗渠を設置して、その先の水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	本案件の転用目的は長屋住宅ということですが、アパートとの違いは何ですか？
【事務局】	違いについて確認し、第3回の農業委員会で回答します。
【議長】	次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号8 (受人) (渡人) 受人は今回、農家住宅の建て替えを計画したところ、現在、農家住宅への進入路として利用している道路が建築基準法上の道路接道要件を満たしていないことが判明しました。このため、現在の法定外道路と合わせて道路幅員4mとし、

	<p>道路接道要件を満たして農家住宅の建て替えを行うため、進入路として申請するものです。なお、進入路として転用した後、申請地を鴻巣市に寄付採納する計画です。このことについて、道路課との事前協議は済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【 薊 勇 農業委員】	<p>番号8について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。進入路として利用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【長島 依子 推進委員】	<p>番号8について調査してまいりました。申請地には進入路として利用するというのですが、許可申請にともない分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号9 (受人) (渡人) 受人は、市外で建築業を営んでいます。事業拡大にともない既存の資材置場が</p>

	手狭となり、近隣で土地を探したところ、既存の資材置場に隣接する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号9について調査してまいりました。申請地は、「駅、市町村役場等から300メートル以内の区域内の農地」であるため、農地区分は第3種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。資材置場を設置するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号9について調査してまいりました。隣接する農地との境界には土留め用の鉄板とフェンスを設置します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	本案件の転用目的は資材置場ですが、建築に係る作業は行ってはいけないのですか？
【事務局】	必要に応じて一時的に行う分には仕方ないと考えています。
【議長】	次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号10（受人） （渡人） 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅6棟を建築し、販売促進のための看板を設置するため申請す



	るものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号10について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅6棟を建築し、販売促進のための看板を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号10について調査してまいりました。申請地には建売住宅6棟を建築し、販売促進のための看板を設置するという事ですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号11（受人） （渡人）

	<p>受人は、現在市内で造園業等を営んでいます。これまで資材置場及び駐車場として借りていた土地を令和2年4月に返却することになったため、新たに土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【金子 一男 農業委員】	<p>番号11について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。資材置場及び駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【栗原 弘喜 推進委員】	<p>番号11について調査してまいりました。申請地は、資材置場及び駐車場を設置するという事ですが、隣接農地との境界には柵とコンクリートブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号12と番号13については受人・渡人及び転用目的が同一案件のため一括して内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号12・13 （受人） （渡人）          受人は、現在市外で不動産業等を営んでおりますが、CO<sub>2</sub>削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、</p>

	<p>今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを番号12が110枚、番号13は138枚を設置し、発電の規模は番号12が35.2kW、番号13は44.1kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【 薮 勇 農業委員】	<p>番号12・13について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【中根 新一 推進委員】	<p>番号12・13について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するという事ですが、隣接する農地との境界には素掘り及びフェンスを設置します。また、申請地には防草シートを敷き、定期的に除草作業を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>本案件の権利の種類は地上権となっていますが、賃借権ではないのですか？</p>
【事務局】	<p>許可申請時に代理人に権利の種類について確認を行い、譲受人及び譲渡人の双方が同意していると伺っています。</p>

【議長】	次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号14（受人）（渡人） 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業を営む〇〇〇に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。なお、農地改良完了後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が麦を作付けする計画となっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号14について調査してまいりました。申請地は、農用地域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で工事期間も9ヵ月となっております。耕作可能な良質土で埋め立てし周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございます。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【栗原 弘喜 推進委員】	番号14について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、施工者は、埼玉県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」、「鴻巣市埋立て等に関する指導要綱」等に基づいて農地改良を行います。また、農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇が借り受け、麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号1について内容説明を島田豊農業委員をお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号1 買取申出人 申出事由 申出生産緑地 畑 369㎡ 外3筆 合計 2,080㎡</p> <p>この件につきまして、令和2年2月17日に事務局とともに調査したところ、申出事由の生じた者が、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について内容説明を渡邊秋夫農業委員をお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号2 買取申出人 申出事由

	<p style="text-align: center;">申出生産緑地 <span style="float: right;">畑 250㎡</span></p> <p>この件につきまして、令和2年2月18日に事務局とともに調査したところ、申出事由の生じた者が、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>										
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。										
【一同】	(質問なし)										
【議長】	それでは採決を行います。議案第5号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。										
【一同】	(全員挙手)										
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第6号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇推進委員が貸付人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、〇〇〇〇推進委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員1名の退出)</p>										
【議長】	それでは事務局より議案説明をお願いいたします。										
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">賃借権の設定</td> <td style="width: 10%;">177件</td> <td style="width: 10%;">590筆</td> <td style="width: 10%;">520,000.02㎡</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>3筆</td> <td>1,338.11㎡</td> <td></td> </tr> </table> <p>について令和2年2月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなり</p>	賃借権の設定	177件	590筆	520,000.02㎡		使用貸借権の設定	3件	3筆	1,338.11㎡	
賃借権の設定	177件	590筆	520,000.02㎡								
使用貸借権の設定	3件	3筆	1,338.11㎡								

	ます。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第6号について原案のとおり決定いたしました。
	(退出した委員1名の入室)
【議長】	続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和2年1月11日～令和2年2月10日受付分
	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
	1件 1筆 160㎡
	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
	所有権の移転 5件 8筆 1,522.04㎡
	使用貸借権の設定 2件 2筆 650㎡
	合計届出件数 8件 11筆 2,332.04㎡
	また、
	農業用倉庫に係る届出 1件 1筆 182㎡
	これらは、全て会長専決でございます。
	次に、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下げについて、事務局より報告をお願いいたします。
【事務局】	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下げについて、2件の報告をいたします。
	(受人)

	<p>(渡人)</p> <p>(土地の所在) 畑 342㎡</p> <p>この件につきましては、令和元年9月10日付けで農地法第5条の規定による農地転用許可申請を受けましたが、その後、申請内容に変更が生じたため、令和2年2月7日付けで許可申請の取下願が提出され、受理しました。</p> <p>次に、</p> <p>(受人)</p> <p>(渡人)</p> <p>(土地の所在) 畑 223㎡ 外1筆 合計392㎡</p> <p>この件につきましては、令和元年9月10日付けで農地法第5条の規定による農地転用許可申請を受けましたが、その後、申請内容に変更が生じたため、令和2年2月7日付けで許可申請の取下願が提出され、受理しました。</p>
【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>
【一同】	(特になし)
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<p>・3月25日(水)開催の除外審議会について</p> <p>これをもちまして、令和2年第2回定例会を閉会いたします。</p>
【会長代理】	<p>なお、次回の定例会は令和2年3月25日(水)午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p>
	閉会 午後3時27分